

徳島県規則第三号

。 徳島県漁港管理条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を次のように定める

令和八年三月十三日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県漁港管理条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

徳島県漁港管理条例の一部を改正する条例（令和七年徳島県条例第二十五号）の施行期日は、令和八年五月一日とする。